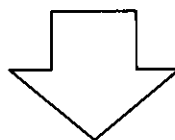


地域包括支援センターの評価について

◆評価スケジュール

<従来>

○当該事業年度の上半期分について、1月頃に評価を実施。
⇒毎年度契約。次年度の委託契約先としてふさわしいかどうか判断等を行う趣旨。



<今回>

○平成24年度中に評価方法の確定（平成24年上半期分を参照。）
○平成25年6、7月頃に平成24年度分全体の評価を実施。
※平成24年度～平成29年度の6年間の契約締結を実施している中、公正・中立な運営をしていないと判断した場合には、契約期間内であっても、再度公募等を行うこともありえる。

◆評価の視点

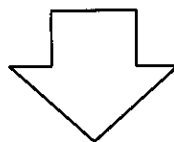
<従来>

○地域包括支援センターが公正・中立な運営を行っているか。
センターの認知度を尋ねるものや、特定の介護保険サービス事業所に偏ったプラン作成が行われていないかを調べるものなど、不十分、不適切な運営が行われていないか確認を行うことが主眼。

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションのサービスについて、同一法人への提供が70%を超えた地域包括支援センターについては、報告を求める。

※ 介護保険法施行規則第140条の66

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。



<今回>

○地域包括支援センターが公正・中立な運営を行っているかという視点以外に必要な視点はないか。

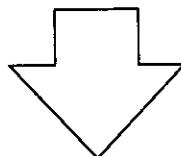
<例>

- ・地域包括ケアへの取り組みに積極的な地域包括支援センターへの評価など積極性を評価に加える視点は必要ではないか。

◆評価手法に関する課題

<従来>

- 相談件数や介護予防件数等のデータ
- 自己評価の実施（各事業に関する自己チェック）
- 外部評価の実施（自治会・市民等アンケート、保健福祉センター等の評価）
- 特定の介護保険サービス事業所に偏ったプラン作成に関する事 こと など



<今回>

その他に評価手法として、どのような点を考慮すべきか。

<例>

- ・地域包括支援センターごとの二次予防事業への取り組み状況
- ・二次予防事業参加者の維持・改善率
- ・職員一名あたりの指定介護予防支援計画作成件数
- ・地域包括ケアにかかる取り組み（多職種連携に関する会議の開催回数等）
- ・地域の関係機関との連携構築に向けた協議会の実施回数
- ・高齢者の実態把握をどの程度実施しているか（高齢者見守り事業の進捗状況）

※地域包括支援センター公募時に評価した主なポイント

①地域との連携体制・地域包括ケアに関する考え方

- ・地域との連携体制構築に係る意義・必要性を理解しているか
- ・地域との連携体制構築のための方策・措置・対応は適切か
- ・地域における高齢者の実態把握・見守り活動の方策は適切か
- ・地域包括ケア（介護、介護予防、医療、生活支援、住まいの視点）の必要性を理解しているか、また、今後の方策等は適切か

②事務所の設置場所は適当か（母体法人の敷地内、敷地外など）